

1 いじめに対する基本認識

「いじめ」は「どの子どもにも、どの学校にも起こりうるものであり、だれもが被害者にも加害者にもなりうるものである。」という基本認識にたち、児童がいじめのない明るく楽しい学校生活を送ることができるように「いじめ防止基本方針」を策定する。

- いじめ防止の基本方針 -

- (1) いじめを許さない、見過ごさない集団づくりに努める。
- (2) 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- (3) いじめの早期発見・早期対応のための手段を講じる。
- (4) いじめの早期解決のため、全教職員が一致協力して問題解決にあたるとともに、関係機関と連携協力する。
- (5) 学校・家庭・地域及び関係機関が連携協力して対応にあたる。

2 いじめの未然防止のための取り組み

児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。また、教師一人一人が分かりやすい授業を心がけ、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を高め、自尊感情を育むことに努める。また、児童が安心して生活できる「居場所づくり」とともに、互いに認め合い心のつながりを感じ合える「絆づくり」を進める。

道徳の時間を要にして、人を大切にする心や道徳的実践力を養い、命を大切にする教育をすべての教育活動を通して行う。その中で「いじめは重大な人権侵害であり、人として決して許させる行為ではない」という認識を児童に持たせるとともに、「観衆」として、はやし立てたりおもしろがったりすることや、「傍観者」として、見てみぬふりをすることや知らん顔をすることも「いじめ」に加担していることを指導する。

(1) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりを推進する。

- ① 学級開き、学期はじめに教師から「いじめをしない させない 見逃さない！」宣言を行う。
「いじめは重大な人権侵害であり、いじめは絶対に許さない」ということを、学級経営方針の中で、発達段階に応じて、教師より宣言する。
- ② いじめを防止し、学級が児童一人一人の居場所となり、絆づくりのできる学級目標を作成・掲示し、人を大切にする心の啓発を図る。
- ③ 地域総がかりでいじめの防止を推進する。学校園連携ユニットの充実を図り、地域総がかりで子どもを守り育てるという意識の高揚を図る。
- ④ 道徳をはじめ教育活動全般を通して、自他の「命」や「人権」を大切にする教育を実施する。
- ⑤ 児童・保護者がインターネットを通じて行われるいじめの防止といじめに対する適切な対処ができるよう、「情報モラル教室」「インターネットトラブル防止講座」「サイバー犯罪防犯教室」等を実施する。
- ⑥ 各家庭で「わが家のネットルール」を作成し、児童がインターネットやスマートフォン、タブレットを使用する際は、「人を傷つける道具にしない」よう啓発する。

(2) 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育を推進する。

- ① 一人一人が活躍できる学習活動
 - ・児童が主体的に取り組み活躍できる「わかる授業」づくり
 - ・児童の自発的な活動を支える児童会活動の充実
- ② 協同的探究学習を生かした年間カリキュラムの作成
国語科学習を中心とする教科学習及び特別活動等を通して、自分の思いをことばで表現する力や、他者とコミュニケーションを図ることができる能力を育成する。
- ③ 体験活動の推進
体験活動を通して、命を大切にする心や思いやりの心、規範意識を養うなど、心の教育の充実を図る。
- ④ 「いじめ防止啓発月間」(9月)に「心の絆プロジェクト」を実施する。
- ⑤ 児童会を中心としたあいさつ運動を行う。

3 いじめの早期発見・早期解決に向けての取組

(1) いじめの早期発見のための手段を講じる。

- ① 「心の相談アンケート」や「学校生活に関するアンケート」、「こころの健康チェック」による定期的な情報収集に努めるとともに、作文や日記などにより児童の悩みや人間関係を把握する。
- ② 気になる児童がいる場合には、「いじめ対策委員会」等で情報を共有し対応を協議するとともに、全教職員で当該児童を見守る。
- ③ スクールカウンセラーによる教育相談日を月毎の案内文等で周知し、相談しやすい体制を作る。
- ④ 県の「子どもの人権 110 番」「いのちと心のサポートダイヤル」「ひょうごっ子悩み相談センター」や、市の「教育相談センター」「少年愛護センター」等の相談機関を、定期的に案内文で周知し、相談しやすい体制を作る。

(2) いじめの早期解決のために、全教職員が一致協力して問題解決にあたるとともに、関係機関と連携協力する。

- ① いじめ問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、「いじめ対策委員会」で情報収集と対応の協議をし、的確な役割分担をして、組織的に問題の解決にあたる。
- ② 情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめを受けている児童の身の安全を最優先に考え、いじめを行っている児童に対しては毅然とした態度で指導にあたる。
- ③ 観衆、傍観者の立場にいる児童たちもいじめを行っていることと同じであることを指導する。
- ④ いじめを受けている児童及び保護者への支援と、いじめを行っている児童への指導及び保護者への助言において、教育委員会と連携し、専門家の活用と派遣要請を行う。
(教育相談コーディネーター・スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラー・学校問題サポートチーム等)
- ⑤ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案等に対して、直ちに警察に相談・通報を行い、適切な援助を求める。
- ⑥ いじめ重大事態への適切な対応を行い、いじめの再発防止に努める。

(3) 学校と家庭が連携して、いじめ防止対応にあたる。

- ① いじめ問題が起きた時には家庭との連携をより密にし、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を収集する。
- ② 学校に話すことができないような状況であれば、市や県のいじめ相談窓口を紹介する。

4 いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 「チーム学校」

- ・職員会議で、指導方針、全体計画、年間計画の共通理解を図る。
- ・PDCA サイクルにより、7月・12月・3月に学期毎のいじめ対策の検証を行う。

(2) 「いじめ対策委員会」

いじめ防止等の対策のための組織として、管理職、教務、生徒指導、当該学年主任、学級担任、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、教育相談コーディネーター、メンタルサポーター等からなる「いじめ対策委員会」を設置する。

(3) 「生徒指導部会」

毎月の本会で、問題行動等を起こした児童についての情報共有・交換及びその対応についての協議をする。

5 重大事態への対応

いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」(いじめ防止対策推進法第28条第1項第1号)や、「いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」(同項第2号)とされている。改めて、重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始しなければならないこと認識し、以下の対応を行う。

- (1) 重大事態が発生した旨を教育委員会に速やかに報告する。
- (2) 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- (3) この組織を中心に、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- (4) 調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- (5) 暴行、恐喝、強要等の刑事法規に抵触すると思われるいじめに関しては、直ちに警察署や少年愛護センター、東播少年サポートセンターに相談・通報をする。

6 その他いじめ防止対策に関する重要事項

- (1) 学校評価の活用
いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、評価項目に「いじめの早期発見に関する取組」「いじめの再発防止をするための取組」を位置づける。
- (2) 学校運営協議会を活用
学校運営協議会に、いじめ問題など、学校が抱える課題を共有し地域ぐるみで解決する仕組みづくりを推進する。